埼玉県里親委託推進・支援等事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託に関して、児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が共通の認識を持ち、里親等への委託の推進及び養子縁組支援を実施することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条　県は、第１条に掲げる目的のため、次の各号に掲げる業務を実施する。

一　里親希望者の開拓等

イ　里親等の制度の普及啓発及び新規里親候補者の開拓

ロ　里親等希望者からの相談対応

二　里親委託の推進等

イ　児童相談所管内における里親委託に関する目標の設定

ロ　施設入所児童のうち、児童の状況等から、里親等に委託することが最善の利益であると認められた児童の名簿作成

三　未委託里親への対応・支援

イ　未委託里親に対する児童の委託を受ける希望の可否等に関する意向調査

ロ　未委託里親からの相談対応

ハ　里親に対し、施設や施設入所児童に対する理解を深めるための養育体験

ニ　里親委託候補者への対象児童の紹介、面会、外出、外泊等のマッチングの支援

四　委託里親への対応・支援

イ　委託里親等からの相談対応

ロ　里親等への定期的な家庭訪問支援による委託児童及び里親等状況把握

ハ　「埼玉県里親養育援助事業実施要領」の運営等

ニ　「埼玉県里親の一時的な休息のための援助事業実施要領」の運営等

ホ　「里親に対する指導援助強化事業要領」に掲げる事業

（里親委託等推進委員会）

第３条　県は、第２条各号に掲げる事業を実施に当たり、関係機関と連携し里親

等への委託を推進するため、児童相談所に里親委託等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、里親、施設、里親等委託調整員、児童相談所職員、その他必要と認めるものの中から会長が選定したもので構成する。また、必要に応じ、学識経験者等に対し、委員会への参加を依頼することができる。

３　委員会の事務局は児童相談所に置く。

４　委員会は、年１回以上開催する。

５　委員会の構成員は、事業の実施において知り得た児童や里親家庭に関する秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（里親等委託調整員）

第４条　県は、児童相談所に里親等委託調整員（以下「調整員」という。）を配置する。

２　調整員は、第２条各号に掲げる事業の企画、支援の実施、里親等と施設との調整、関係機関との連絡調整、自立支援計画作成等を行う。

３　調整員は、業務上知り得た児童や里親家庭に関する秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

４　調整員は、里親から相談を受けた場合には、別記様式第１号「相談受付対応票」を作成する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。